

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定
支援業務委託プロポーザル実施説明書

令和8年1月

世　田　谷　区

1. 募集の主旨

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画、以下、計画という）は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和9年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めるものである。

区を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今日の障害福祉の考え方方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら策定を進めていく必要がある。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者を募集する。

2. 業務概要

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画、以下、計画という）（障害者基本法第11条第3項に基づく世田谷区障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく世田谷区障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく世田谷区障害児福祉計画）の策定に関し、次の業務を委託する。

（1）各種会議の運営支援

① 会議の種類は次のとおりである。

《障害者施策推進協議会（以下、協議会という）》

5回程度開催予定（令和8年5月、7月、8月、10月、令和9年1月開催予定）

《学識経験者によるアドバイザーミーティング（以下、アドバイザーミーティングという）》

4回程度開催予定（令和8年5月、7月、8月、10月）

② 関連資料の作成支援を、区と協議の上、行うこと。

既存の資料・データに対し、分析、調査研究、整理、加工を行い、区や協議会委員等が求める資料を作成すること。

③ 協議会、アドバイザーミーティングに出席し、検討に必要な情報を提供すること。

④ アドバイザーミーティングで討議される個別テーマについて、必要に応じて造詣の深い学識経験者等を選定し、各会議へ招致もしくはヒアリング等を行うこと。

⑤ 庁内検討会議の出席・会議要旨録の作成は業務に含まないが、意見等を計画へ反映すること。

（2）「計画の中間まとめ」及び「素案」の作成支援【実施時期：令和8年5月～7月】

① 計画策定に関する各会議での議論をとりまとめた上で、「計画の中間まとめ」のたたき台となる報告書（「計画検討の中間まとめ」）の原案を作成すること。

② 作成にあたっては、区の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。

③ 区がとりまとめた「計画の中間まとめ」に基づき、「素案」の原案を作成すること。

④ 区がとりまとめた「素案」に音声コードを付すこと。

（3）計画策定にかかるシンポジウムの開催支援【実施時期：令和8年9月】

計画策定のためのシンポジウムの開催にあたり、チラシの作成・印刷（500枚）、当日プログラム、配布資料、アンケート原稿を作成すること。また、シンポジウム当日の配布物

に音声コードを付すこと。なお、当日配布物の印刷は区が別途行う。

(4) 計画の計画書等の作成支援【実施時期：令和8年11月～令和9年3月】

- ① 計画の計画書及び概要版、わかりやすい版としてとりまとめ、計画書（本編）については印刷・製本すること。なお、印刷・製本に係る仕様は、（5）成果物の仕様、数量のとおり。
- ② 地域保健福祉審議会（令和8年11月開催予定）の答申を踏まえ、計画書及び概要版の原案を作成すること。
- ③ 計画書及び概要版では、既存の資料・データを整理、加工し、協議会委員や区が求め、本文中及び資料編の図表・グラフを調製又は作成すること。
- ④ 計画書及び概要版の本文中における注釈、コラム及び資料編の用語解説について、アイデアを提案し作成すること。
- ⑤ わかりやすい版はA4見開き8ページ程度とし、イラスト等を入れ知的障害のある方でも理解しやすい内容とすること。
- ⑥ 計画書及び概要版、わかりやすい版には音声コードを付すこと。
- ⑦ 作成にあたっては、区の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。

(5) その他計画検討に係る支援

計画策定を円滑に進めるため、各会議実施の事前・事後に、必要に応じて区の担当者と打ち合わせを行うこと。

(5) 成果物

	名称	数量	納期期限
1	計画策定に係る会議等で使用する資料一式	電子データ及び必要に応じ紙媒体（カラー印刷など） 別途書面により指示	区と協議の上、区の指定する期日
2	アドバイザー会議の会議要旨録	電子データ（Word又はExcel入力） 別途書面により指示	会議終了の翌日より起算し（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）、5日以内
3	「計画検討の中間まとめ」「素案」（案）	CD-R 1部 (Word、Excel又はパワーポイント等で作成したもの及び、それをPDF化したもの) ※素案（案）は音声コードを付す。	区と協議の上、区の指定する期日

4	計画策定にかかるシンポジウムのチラシ、当日プログラム、配布資料、アンケート原稿	CD-R 1部 (Word、Excel 又はパワーポイント等で作成したもの及び、それを PDF 化したもの) ※音声コードを付す。 A4 判 チラシ 500 枚	区と協議の上、区の指定する期日
5	計画の計画書、概要版、わかりやすい版	CD-R 1部 (Word、Excel、パワーポイント等で作成したもの、 PDF 化したもの) ※音声コードを付す。	計画書、概要版 令和9年2月26日 わかりやすい版 令和9年3月26日
6	計画書（冊子版）	400 冊 A4 判表紙 + 本文 225p 表紙：色上質紙 厚口 本文：上質紙 28.5 kg 1 色、無線とじ、半円切欠 2 か所	令和9年3月26日

※ 数、媒体について未決定のものについては、その都度、区担当課と打合せを行い決定し、障害福祉部障害施策推進課長が書面により指定するものとする。

※ 音声コード作成に使用するソフトウェアは、多数のユーザーの音声コード読取機器に対応するコードを作成できる製品とし、次の参考規格品と同等程度の製品（以下、同等品という）とすること。同等品による場合は、事前に区の承諾を得ること。

【音声コード作成ソフトウェアの参考規格品】

「JAVIS Appli」（製造者：特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会）

※ CD - Rについては、最新の ウイルス対策ソフトによるチェックを行い、異常のないものの媒体表面に契約件名、使用ソフト及びバージョンを明示すること。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託料上限額

8, 943, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

5. 参加資格

計画策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区や他自治体において、令和8年4月1日より起算した過去10年間に福祉施策に関する計画または行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があること
- (6) 「せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

【選定委員の構成員】

障害福祉部長	杉中 寛之
障害施策推進課長	須田 健志
障害者地域生活課長	堂馬 孝之
障害保健福祉課長	石川 誠

6. 選定日程

内 容	日 程	備 考
手続開始の公告日	令和8年1月20日（火）	
参加表明書の提出期限	令和8年2月 3日（火）15時	持参または郵送
参加表明書の選定結果通知 (プロポーザル招請通知)	令和8年2月 6日（金）	参加資格を満たしている事業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送信する。 参加資格を満たしていない事業者へ、審査結果通知を電子メールで送信する。
質問票の提出期限	令和8年2月17日（火）15時	提出は、電子メールによる。 質問内容及び回答は、全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	令和8年3月6日（金）15時	電子メールによる
選定委員会	令和8年3月中旬 予定	
審査結果通知	令和8年3月中旬 予定	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	令和8年4月1日	

7. 参加表明書の提出について

- (1) 期限：令和8年2月3日（火）15時まで
- (2) 場所：下記15. 本件担当部課に同じ
- (3) 提出書類：
 - ①様式：別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3
 - ②納税証明書（都道府県民税・市町村民税）
※直近1年分（写し可）
 - ③5参加資格の（5）が確認できる書類
- (4) 部数：1部
- (5) 提出方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）
- (6) 辞退：参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退書」（別紙2）を提出すること。
- (7) 選考結果：参加資格を満たしている事業者へ、電子メールにて、プロポーザル招請通知を送信する。
参加資格を満たしていない事業者へ、電子メールにて、選考結果を送信する。

8. 質問票の提出

- (1) 期限：令和8年2月17日（火）15時まで
- (2) 方法：質問票（別紙3）に質問事項を記入のうえ、招聘通知に記載するメールアドレスあてに電子メールで送信すること。
- (3) 回答：令和8年2月25日（水）までに、電子メールにて、参加資格を満たす全事業者へ回答する。

9. 提案書の提出

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、提案書を作成し提出すること。

- (1) 期限：令和8年3月6日（金）15時まで
- (2) 場所：下記15. 本件担当部課に同じ
- (3) 提出：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

〈提案書記載内容〉

- 1) 企画提案書（A4版、10ページ以内）

世田谷区が地域共生社会をより推進させるために、新たな展開や拡充が求められる施策とその方向性について、世田谷区の現状と課題や既存の施策、先進自治体の事例、国の動向等を踏まえ提案する。

- 2) 業務計画書（A4版）

- ① 団体の組織体制
- ② 団体設立の沿革と類似業務の実績
- ③ 本業務の実施体制（本業務を受託した場合のメンバー構成）
- ④ 本業務担当者（予定）の類似業務実績とその概要
- ⑤ 本業務の具体的方針、具体的な実施手法

- 3) 見積書（A4版）

- ① 本業務の工程ごとの内訳（業務項目）
- ② 本業務の見積額（算出根拠）

4) 経営状況を確認できる書類（書式は自由）

※提案者が特定される記述または明らかに推察される記述は避けること。

※副本はすべての書類に事業者が特定できる名称、記載、ロゴマーク等は一切記載しないこと。

※区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

10. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

11. 提案書の選定方法

事業者の特定は、選定委員会により、以下のとおり行う。

- (1) 提出された提案書に基づき評価基準に従い審査する。
- (2) 選定委員が審査、採点し、選定委員全員の合計点数の最も高い事業者を受託者として選定するものとする。（合格基準は、満点に対して70%以上の評価点とする。）

＜選定委員会委員＞

障害福祉部長	杉中 寛之
障害施策推進課長	須田 健志
障害者地域生活課長	堂馬 孝之
障害保健福祉課長	石川 誠

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。

12. 提案書を選定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性

13. 選定結果の通知期日及び方法

- (1) 選定委員会より1週間以内に、結果通知を郵送する。
- (2) 応募条件を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。

14. その他

- (1) 本件は、令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金　免除

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、提案書等の提出物は返却しない。
- (9) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (10) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (12) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (13) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

15. 本件担当部課

世田谷区障害福祉部障害施策推進課 計画担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎3階33番窓口

電話：03-5432-2958 FAX番号：03-5432-3021